

航空局長

「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」（平成 13 年 6 月 29 日国空航第 543 号）の一部改正について

「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」（平成 13 年 6 月 29 日国空航第 543 号）のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

改正後	改正前
1. 主たる条項の解釈及び取扱い (1) 規則第194条第2項第1号ロ関係 (ア) <u>規則第194条第2項第1号ロの国土交通大臣が行う検査については、申請者に輸送許容物件容器検査申請書(第1号様式)の提出を求めるものとし、当該申請書は航空局安全部安全政策課に提出させるものとする。</u> (イ) (略) (2) 規則第194条第2項第3号関係 規則第194条第2項第3号に規定する物件には、次に掲げるものが含まれる。 (ア) 旅客のサービスのために航空機内で使用し、又は販売することを目的として航空運送事業者等により航空機内に持ち込んで輸送されるエアゾール、アルコール性飲料、化粧品、ガスライター（再充填が不可能なライター及び減圧時にガスが漏れやすいライターを除く。）、ドライアイス及びリチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（（オ）(b)～(d)の条件を満たすものに限る。）並びに飛行中の患者の医療に使用される物件、<u>輸血用の血液又は血液製剤の保存に使用される物件並びに移植用の組織又は器官の保存に使用される物件。</u> (イ)～(オ) (略) (3) (略)	1. 主たる条項の解釈及び取扱い (1) 規則第194条第2項第1号ロ関係 (ア) <u>規則第194条第2項第1号ロの国土交通大臣が行う検査を受けようとする者は、輸送許容物件容器検査申請書(第1号様式)を航空局安全部安全政策課に提出しなければならない。</u> (イ) (略) (2) 規則第194条第2項第3号関係 規則第194条第2項第3号に規定する物件には、次に掲げるものが含まれる。 (ア) 旅客のサービスのために航空機内で使用し、又は販売することを目的として航空運送事業者等により航空機内に持ち込んで輸送されるエアゾール、アルコール性飲料、化粧品、ガスライター（再充填が不可能なライター及び減圧時にガスが漏れやすいライターを除く。）、ドライアイス及びリチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（（オ）(b)～(d)の条件を満たすものに限る。）並びに飛行中の患者の医療に使用される物件<u>並びに移植のための組織又は器官の保存に使用される物件。</u> (イ)～(オ) (略) (3) (略)

改正後	改正前
(4) 規則第194条第2項第5号関係 (ア) 「航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適当である場合」とは、災害等の緊急時に限定されるものではなく、およそ航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適当であると判断されるすべての場合を含むものとするが、承認にあたり、当該輸送の安全性について確認するものとする。 (イ) <u>本規定による承認については、輸送の都度、申請者に爆発物等輸送承認申請書(第3号様式)の提出を求めるものとし、輸送を開始しようとする日の原則として1カ月前までに、当該申請書は航空局安全部安全政策課に提出させるものとする。ただし、同一の物件を同一の包装方法及び積載方法により反復輸送する場合は、一括して申請させることができる。</u> (5) 規則第194条第2項第6号関係 「国土交通大臣が適当と認める外国の法令による承認」とは、国際民間航空条約の附属書18として採択された標準を採用する締約国たる外国の関係法令に基づく承認とする(同附属書により、発地国(当該物件を収納した貨物が最初に航空機に搭載される国をいう。)又は製造国以外の国の承認を必要としないこととされている場合に限る。)。化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の中で試料とされている化学サンプルにあっては、発地国又は同条約により設立される化学兵器の禁止のための機関の承認とする。 (6) (略) <u>(7) 告示第10条第1項関係</u> <u>「国土交通大臣が適当と認める検査に合格したもの」とは、表1の検査に合格したものとし、「国土交通大臣が適当と認める外国の法令に定める基準に適合したもの」とは、国際民間航空条約の附属書18として採択された標準を採用する締約国の定める基準に適合したものとする。</u>	(4) 規則第194条第2項第5号関係 (ア) 「航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適当である場合」とは、災害等の緊急時に限定されるものではなく、およそ航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適当であると判断されるすべての場合を含むものとする。ただし、<u>国土交通大臣の承認の際に、当該輸送の安全性について、当然、審査が行われるものである。</u> (イ) <u>本規定により国土交通大臣の承認を受けようとする者は、輸送の都度、爆発物等輸送承認申請書(第3号様式)を作成し、輸送を開始しようとする日の原則として1カ月前までに航空局安全部安全政策課に提出しなければならない。ただし、同一の物件を同一の包装方法及び積載方法により反復輸送する場合は、一括して申請を行うことができる。</u> (5) 規則第194条第2項第6号関係 「国土交通大臣が適当と認める外国の法令による承認」とは、国際民間航空条約の附属書18として採択された標準を採用する締約国たる外国の関係法令に基づく承認であること(同附属書により、発地国(当該物件を収納した貨物が最初に航空機に搭載される国をいう。)又は製造国以外の国の承認を必要としないこととされている場合に限る。)。化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の中で試料とされている化学サンプルにあっては、発地国又は同条約により設立される化学兵器の禁止のための機関の承認であること。 (6) (略) <u>(7) (略)</u> <u>(8) 告示第10条第1項関係</u> <u>「国土交通大臣が適当と認める検査」とは、表1のとおりとし、「国土交通大臣が適当と認める外国」とは、国際民間航空条約の附属書18として採択された標準を採用する締約国とする。</u>

改正後	改正前
(削る) <u>(8) 告示第15条第1項及び第17条関係</u> <u>本規定による品名は、表記上の軽微な相違は誤りとししないものとする。</u> (削る) <u>(9) 告示別表関係</u> (削る) <u>別表第18に掲げる</u>「電動車椅子等に確実に装着されることにより十分に保護」とは、カバーによりバッテリーが露出していない場合で、当該カバーに大きな割れ等がないことをいい、「絶縁されていること」とは、電源が切られ、かつ、不測の作動を防止する措置がとられていることをいう。また、電動車椅子等のバッテリーに関する要件は、バッテリーの種類毎に定められているところ、バッテリーの確認は、目視確認によらず、搭乗者からの書類提出や口頭による申告も含めた何らかの方法によるものでもよい。 <u>(10) その他</u> (1)から<u>(9)</u>までに掲げるもののほか、規則第194条及び告示の施行に必要な事項（凶器に関する事項を除く。）は、安全政策課長が別に定めるものとする。 2. 危険物事故報告 <u>輸送（空港内における取扱いを含む。）中に危険物の漏えい又は危険物貨物の損傷等が発生した場合には、当該危険物を輸送した者に対し、次に掲げる事項を記載した危険物事故報告書の提出を求めるものとし、当該報告書は航空局安全部安全政策課長あて提出させるものと</u>	<u>(9)～(11)</u> (略) <u>(12) 告示第15条第1項関係</u> <u>(ア) 「品名」とは、別表第1及び別表第13の品名の欄に掲げるものをいい、品名の表記上の軽微な相違は誤りとししないものとする。</u> <u>なお、同欄の品名のうち、日本語名において括弧で記載されており、かつ、英語名において小文字で記載されている部分は表示を省略することができる。</u> <u>(イ)</u> (略) <u>(13)・(14)</u> (略) <u>(15) 告示別表関係</u> <u>(ア)～(エ)</u> (略) <u>(オ) 別表第18に掲げる</u>「電動車椅子等に確実に装着されることにより十分に保護」とは、カバーによりバッテリーが露出していない場合で、当該カバーに大きな割れ等がないことをいい、「絶縁されていること」とは、電源が切られ、かつ、不測の作動を防止する措置がとられていることをいう。また、電動車椅子等のバッテリーに関する要件は、バッテリーの種類毎に定められているところ、バッテリーの確認は、目視確認によらず、搭乗者からの書類提出や口頭による申告も含めた何らかの方法によるものでもよい。 <u>(16) その他</u> (1)から<u>(15)</u>までに掲げるもののほか、規則第194条及び告示の施行に必要な事項（凶器に関する事項を除く。）は、安全政策課長が別に定めるものとする。 2. 危険物事故報告 <u>危険物を輸送する者は、輸送（空港内における取扱いを含む。）中に、危険物の漏えい又は危険物貨物の損傷等が発生した場合には、次に掲げる事項を記載した危険物事故報告書を作成し、航空局安全部安全政策課</u>

改正後	改正前
<u>する。ただし、航空法第111条の4の規定に基づく報告が行われた場合は、この限りでない。</u> (1)～(9) (略) 3. 無申告又は誤申告危険物輸送報告 <u>事前に申告を受けていない又は誤って申告された危険物の輸送が発見した場合には、当該危険物を輸送した者に対し、その概要を記載した無申告（誤申告）危険物輸送報告書の提出を求めるものとし、当該報告書は航空局安全部安全政策課長あて提出させるものとする。ただし、航空法第111条の4の規定に基づく報告が行われた場合は、この限りでない。</u> 4. その他危険物の輸送に係る不具合の報告 <u>告示で定める技術上の基準に従った積載、隔離若しくは固縛がなされず、又は機長への情報提供がなされないまま危険物が輸送されたことが発覚した場合には、当該危険物を輸送した者に対し、その概要を記載した報告書の提出を求めるものとし、当該報告書は航空局安全部安全政策課長あて提出させるものとする。ただし、航空法第111条の4の規定に基づく報告が行われた場合は、この限りでない。</u>	<u>長に提出しなければならない。ただし、航空法第111条の4の規定に基づき報告した場合は、この限りでない。</u> (1)～(9) (略) 3. 無申告又は誤申告危険物輸送報告 <u>事前に申告を受けていない又は申告を誤った危険物を輸送後発見した場合には、その概要を記載した無申告（誤申告）危険物輸送報告書を作成し、航空局安全部安全政策課長に提出しなければならない。ただし、航空法第111条の4の規定に基づき報告した場合は、この限りでない。</u> 4. その他危険物の輸送に係る不具合の報告 <u>告示で定める技術上の基準に従って積載、隔離又は固縛がなされず、又は機長への情報提供がなされず、危険物が輸送されたことを発見した場合には、その概要を記載した報告書を作成し、航空局安全部安全政策課長に報告しなければならない。ただし、航空法第111条の4の規定に基づき報告した場合は、この限りでない。</u>

附 則（令和 年 月 日国空安政第 号）
この通達は、令和9年1月1日から適用する。